２０１８．１０．２８

大草

読書メモ

96．平田隆一、松本宣郎「支配における正義と不正」南窓社（1994.3）

97．内山稔、小澤静男、笹井和夫「教養の倫理学」高文堂（1982.11）

98.梅津光弘「ビジネスの倫理学」丸善(株)（2002.6）

**＜平田隆一、松本宣郎「支配における正義と不正」から＞**

・近年の社会史は、感情的・倫理的に近代人には認めがたい事象を、過去のその時代の人間の意識の中においた上で分析し、そこから彼らが悪・不正をどう見ていたかということを含めて過去の人間のその意識の枠組みを問おうとするのである。

・私達は、歴史における不正の特定の現象の研究をめざそうと、「支配」というキーワードを選んだ。支配の概念を不正・悪という切り口でのぞいてみよう。

・正義とされた支配にも、政治・裁判・社会・経済・宗教等さまざまな分野で不正をつきまとわせる要素があった。

・何が不正で何が正義か、は人間のおかれた時代、その地域その他によってかなり異なっている。

・ローマ人の貴族は必要のない赤子を捨てることに罪の意識をあまり持たなかった。そしてギリシャ人もローマ人も強者が弱者を支配することを少なくとも強者の側はいささかも不正とは見なさず、正当な権利と考えていた。奴隷民の存在は当然のことであり、侵略戦争も正義の名のもとに遂行された。従って私たちは当面、古代社会における支配ということにまつわる正義・不正の側面を現代の我々の意識に照らしてそのように（過去は過去のことと）見なされるもの、と考えることにした。

・正義・不正に関する観念の現代と過去との相違が浮かび上がることもある。それは、古代ギリシャ人・ローマ人の意識の枠組みの特性を示すことになるだろう。

・ペイシストラトス（？～BC.527 ）はギリシャの政治家で「僭主」。貴族を追放し、その財産を農民や市民に分配し、アテネに繁栄をもたらした。

・歴史家のヘロドトスとツキディデスは、「僭主」制そのものについては、いいとも悪いとも評価していない。但し、一般的には、「僭主」制は、「自由」を抑制し、「法」をないがしろにし、都市国家を混乱させるとして悪しきものとされた。

⇒これらの古代研究を通じて得られた知見をベースとして、現代社会の企業の不正を考察することにより、よりよい解決策が見出される可能性があるのではないか？古代の正義・不正は、古代という時代を反映しているのであるが、今では逆転している正義・不正もある。過去を研究することで、現代の正義・不正も将来どうなっていくのかを予測できるのではないか。（大草）

**＜内山稔、小澤静男、笹井和夫「教養の倫理学」から＞**

　ギリシャ哲学から、倫理学を説き起こしている分かり易い本である。

・イオニア学派

　ギリシャの学問は、イオニア地方で始まった。合理的思考による合理的判断が必要とされた。

　ターレス：万物の根源は水であるとした。

　ターレスの弟子アナクマンドロス：始源は「無限定なもの」とした。

　アナクシメネス：始源は空気であるとした。

・エレア派

　パルメニデス：三根本原則「あるものはあり、無いものは無い」と考えた。

　パルメニデスの弟子ゼノン：「飛んでいるものは静止している」「アキレスは亀を追い越せない」などという奇妙な論理を産んだ。

・ヘラクレートス

　「万物流転」を説く。万物の資源は火であるとした。

・ピタゴラス（BC.582～BC.495）学派：

　霊魂の不滅・輪廻の信仰・肉体は魂の牢獄という思想から、禁欲主義が説かれる。宇宙の本質は数である。事物の相違は数の組み合わせの違いによる。正義の本質は平方数である。

・エンペドクレス：

　火・水・空気・土の4つを地球を作る根本物質と考えた。

・アトム論者：

　笑いの哲学者デモクリトスは万物の始源はアトムであり、分割不可能な最小物質であるとした。

・アナクサゴラス（BC.500～BC.428）：

　自然理解にあたって、自然を支配する者として理性の概念を初めて導入した。アテネで初めて本格的な学問活動をしたソフィストの先達である。

・ターレス以降の自然哲学は次の４点の特徴がある。

①事物の精密な観察

②事物に対する合理的な説明を見いだす努力

③合理的説明のついた結論を新しい視点から批判検討する。

④③を繰り返すことで、理論を積み重ねて、より正確な事物の説明原理を求める。

・ソフィストの功罪（プラトンの主張）

＜功＞

①学問的関心を自然問題から倫理問題へ転換させた。

②極めて自由な立場から伝統的思想を批判し、その啓蒙的反省によって、ソクラテス、プラトンのような本格的思想家の出現を準備したこと。

③学問的議論に適した文章表現としてのアッテカ散文の創始者・形成者としての重要な役割を演じた。

＜罪＞

①徳の理論や学問を扱う卸売商人のような者たちである。労苦して直接生産する者ではない。

②報酬目当てで富裕な家庭の青年たちを狩る狩人である。

③真の知識でなく、見せかけの知識で、当て推量で議論する。

④単なる模倣者、しかも極めて狡猾な智者の模倣者である。

・プラトン（BC.427～BC.347）

　魂の研究をした。以下の対応関係。

　１．理性　　:　　智慧の徳

　２．激性　　：　　勇気の徳

　３．欲性　　：　　節制の徳

・アリストテレス：

　善の研究。

　究極の善は、幸福である

・孔子：

　理論知と実践知との乖離。⇒五分の悟り

　低レベルの境地にしか達していない者を「五分人足」と呼んだ。

・カント：

　①善の研究

　②根本悪（人間の本性は感覚的衝動に従おうとする本質的な性癖を持っている≒原罪）

　③カントの倫理学：人間は、理性的存在であると同時に感性的存在であるという二元論（に立っている。人間生活においては、善悪=原理相互の激しく執拗な戦いがあるという認識をしている）。自然状態では、人は耳目の欲たる感性の支配を受け、傾向性に盲従して悪を行うのが一般的であるとカントは見ている。

④そして、理性的能力を悪用して詭弁を試み、自分の犯した過ちを正当化したり、義務の原理を自分の都合のよいものにしようとする性癖を人は備えている。（自然的弁証論）

⑤カントの倫理学は、厳格主義、形式主義として批判されている。カントは感性に触発されることを根本的に恐れたからこそ、理性によってのみ我々の意思が規定されることを求めた。

・二宮尊徳：

　社会的公正・正義の実現を目指した。議論より実践を重んじた。人間には善悪の道徳的二元性があるが、「欲」を遠ざけ、道徳的観点を重んじた。

・ルサンチマン人間：（怨念を懐く人間）

　カントのいう「狂った良心」（悪いことをしても悪いという意識を伴わない良心のこと。

⇒この種の人間が一番厄介である。（大草）

**＜梅津光弘「ビジネスの倫理学」から＞**

ビジネスの倫理学を説くにあたって、ギリシャ哲学、ローマ哲学、カント、ロールズなどに言及している分かり易い本で、著者は全哲学史の中でピークは、プラトンとカントであるという。

・カントの思想

　①カントの思想のベースは、理性にある。

　②カントは、行為の動機に注目した。

　③言命法：　条件付きの命令として与えられるもの。「～するべし」というもので、無条件。

　④仮言命法：　条件付きの命令として与えられるもの。「もし～なら、～するべし」というもの。

　⑤カントの動機重視、義務感重視（先天的に備わっている本能的な義務の感覚を重視）の倫理学説は義務論と呼ばれる。「良心の声」に従えという人もいる。

　⑥人間が生得的に持っている良心の声や、定言命法の形で義務感として示される、善意の動機による行為、これだけが倫理的に正しい行為である。しかし、（結果により行為を判断してはならない）これが主観的なものであることをカントは自覚していた。主観が普遍的な道徳法則になり得るのかを見極める原則を示した。その一つが普遍化可能性の原則と呼ばれるものである

　＜君の行為の格律が君の意思によってあたかも普遍自然法則となるかのように行為せよ＞（「道徳形而上学原論」第二章）

注）格律：主観的にのみ妥当する実践的原則（規則）⇔普遍的な道徳法則

　・もう一つの原則は人間性の原則と言われる。

　＜君自身の人格ならびに他の全ての人の人格に例外なく存在するところの人間性を、常にいかなる場合も目的として使用し、決して単なる手段としてのみ使用してはならない＞（「道徳形而上学原論）第二章）

　・カントの義務論の評価

　＜問題点＞

　　①現代社会では、理想的すぎ、厳格すぎる。

　　②厳格すぎ、多様な価値観が育まれない。

　　③自己防衛や悪人への罰の社会システムが必要では（悪が存在する以上）

　　④現実への応用を軽視している。

　＜評価点＞

　　①利己主義や功利主義の行き過ぎを制限するものである。

　　②影響を受ける利害関係者の人間性や権利の保護を中心に考えるステークホルダーという考え方の基礎となっている。

　　③物言わぬ動物の権利や自然環境の保護という今日的課題に回答を与える基礎を提供している。

　⇒企業倫理を考える上で、カントの思想は理解しておくべきものと思う。（大草）

・ジョン・ロールズと正義感

　ロールズは、伝統的な三つの正義①応報的正義（因果律に伴う正義）、②補償的正義（壊したものを弁償するという正義）、③配分上の正義（正しい配分の仕方）のうち、配分上の正義を一貫して追求した。

・ロールズの二つの原則

（１）第一原則

各人は他人の持つ自由の体系と抵触しない限りにおいて最も広範で包括的な基本的自由・平等の権利を有する。（自由・平等の原理）

（２）第二原則

　社会的・経済的不平等は、次の二点が勘案された場合にのみ許容される。

㋐最も不遇な立場の人の利益を最大となるような不平等であること。（格差原理）

㋑公平な機会均等という条件の下で、全員に開放されている職務や地位に結びつくような不平等であること。（公正機会均等の原理）

・ロールズの考え方

　ロールズは、全構成員に無知のベールをかけて自分の人種、能力、家柄、財力、体力、階級など一切わからない状態としての原初状態を仮定し、正義を考えさせたとき、最悪のときでも最善が確保される戦略をとることが合理的であるという。

　倫理の原則を考える時、弱いものへの思いやりや配慮が必要である。それを可能にするのがロールズの考え方である。

（⇒上記の原理を採用することが最も合理的と正当化されよう！（大草））

・しかし、このようなロールズの考え方も、不平等を容認するとか、悪平等を推奨するとか、原初状態を想定することが現実にそぐわないなどと批判されている。

・議論のための倫理から、実践の倫理へと変化してきている。

・アリストテレスの「ニコマコス倫理学」にいう「徳」（人として行わなければならない正しい行い）は、実践的なものであった。

・ビジネス倫理の原則として、正義の問題は揺るがすことのできない主要課題である。

⇒ロールズの最大の関心事であった「配分上の正義」は、今後もその重要性が増していくと思う。資本主義や修正資本主義の構造は、「配分上の正義」の課題を問題解決してくれない。現代は、貧富の格差が拡大するばかりである。この格差を解決する実践的な倫理が求められているのではないか。（大草）

以上